

## 第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画

### 概要版

本計画には各ページの角に音声コード（uni-voice）が印刷されています。  
音声コードを専用のアプリケーション等で読み込むと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。（図表等読み取れないものは要約しています。）  
本誌とは別に、誰にでもわかりやすく作られたわかりやすい版も作成しています。

## 1 計画の位置づけ

- ◇本計画は、障害者総合支援法 第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」に当たります。
- ◇また、現在、計画期間中である障害者基本法第 11 条に基づく「第4期逗子市障がい者福祉計画」と一体的に推進していきます。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

## 3 計画の成果目標（数値目標）

国の指針及び神奈川県留意点を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の充実等を計画的に進めるため、主として令和8（2026）年度を目標年度に、「成果目標（数値目標）」を次のとおり設定します。

### ①施設入所者の地域生活への移行

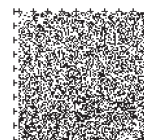
本市では、令和4（2022）年度末時点で27人が市外施設に入所されています。今後も入所の必要のある人の増加が見込まれますが、グループホームの整備等により地域生活への移行が進むことを見込み、令和8（2026）年度末には令和4（2022）年度末時点の6%にあたる2人が地域生活に移行することを目標とします。

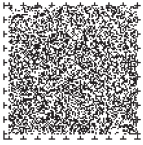
|          |           |
|----------|-----------|
| 地域生活移行者数 | 令和8年度末：2人 |
|----------|-----------|

### ②精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

本市では、地域共生社会の実現に向けて保健・医療・福祉関係者による協議の場を開き、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していきます。また、精神障がいのある人の地域移行に係るサービスの利用者数を38人とします。

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 協議の場の開催回数              | 令和8年度末：1回  |
| 精神障がいのある人の地域移行サービス利用者数 | 令和8年度末：38人 |





### ③地域生活支援拠点機能の整備

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点に集約される機能を、地域の中の複数の機関が連携して担う“面的”な体制として、国が定める地域生活支援拠点等として整備します。また、地域の課題に即した支援体制整備の推進と充実を図ります。

### ④一般就労への移行者数

本市では、令和3（2021）年度の一般就労への移行者は6人でした。就労移行支援事業所及び一般の事業所、ハローワーク等との連携により、令和8（2026）年度中の移行者が8人（令和3年度の1.28倍）になることを目標とします。

|         |             |
|---------|-------------|
| 一般就労移行者 | 令和8年度末実績：8人 |
|---------|-------------|

### ⑤就労定着支援事業の利用者数

本市では、令和3（2021）年度末の就労定着支援事業利用者は7人でした。一般就労を希望する人の増加を見込み、就労移行支援事業を充実させながら、この事業を利用する人が10人（令和3年度末の1.41倍）になることを目標にします。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 就労移行支援事業利用者数 | 令和8年度末実績：10人 |
|--------------|--------------|

### ⑥障がい児支援の提供体制の整備等

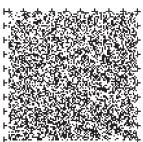
本市の規模・実情に合わせた重層的な地域支援の拠点として、重症心身障がい児及び医療的ケア児も利用できるこども発達支援センターを開設しています。本市のセンターは、国が定める基準は満たしていませんが、市の規模に応じて、求められる機能を備えその役割を果たす拠点として、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築しています。

### ⑦相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の中核的な存在となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組み、全障がいに係る相談支援従事者への専門的な指導・助言による人材育成支援のほか、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制の充実・強化等を推進し地域サービス基盤の改善を図ります。

### ⑧障害福祉サービス等の質の向上

サービスの質の向上を図るための取組みとして、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、毎年市から1名以上参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について基幹相談支援センター連絡会等を活用して共有する体制を構築することで、サービスの質の向上を図っていきます。



#### 4 計画期間内におけるサービス提供の見込み

障がい福祉の各サービスについては、上の①～⑧の目標の達成をめざしながらサービスを確保していくこととします。サービスごとの利用（提供）量については、現に利用している人の数、今後のニーズ量の変化、グループホームや、近隣も含めた施設整備の進捗を勘案しながら見込んでいます。

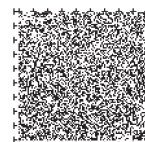
##### （１）指定障害福祉サービス・障害児通所支援（指定通所支援）等

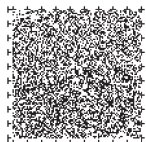
| 区分      |             | 令和 6 年度   | 令和 7 年度   | 令和 8 年度   |
|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問系     | 居宅介護        | 834 時間分   | 859 時間分   | 883 時間分   |
|         | 重度訪問介護      | 540 時間分   | 621 時間分   | 702 時間分   |
|         | 同行援護        | 160 時間分   | 170 時間分   | 180 時間分   |
|         | 行動援護        | 139 時間分   | 139 時間分   | 154 時間分   |
|         | 重度障害者等包括支援  | 0 時間分     | 0 時間分     | 0 時間分     |
| 日中活動系   | 生活介護        | 2,332 人日分 | 2,366 人日分 | 2,397 人日分 |
|         | 自立訓練（機能訓練）  | 13 人日分    | 25 人日分    | 25 人日分    |
|         | 自立訓練（生活訓練）  | 104 人日分   | 119 人日分   | 119 人日分   |
|         | 就労移行支援      | 398 人日分   | 418 人日分   | 438 人日分   |
|         | 就労継続支援（A 型） | 365 人日分   | 420 人日分   | 475 人日分   |
|         | 就労継続支援（B 型） | 1,573 人日分 | 1,621 人日分 | 1,668 人日分 |
|         | 就労定着支援      | 15 人分     | 17 人分     | 19 人分     |
|         | 療養介護        | 9 人分      | 10 人分     | 10 人分     |
|         | 短期入所        | 福祉型       | 73 人日分    | 76 人日分    |
|         |             | 医療型       | 3 人日分     | 3 人日分     |
| 居住系     | 自立生活援助      | 1 人分      | 1 人分      | 1 人分      |
|         | 共同生活援助      | 87 人分     | 91 人分     | 95 人分     |
|         | 施設入所支援      | 26 人分     | 26 人分     | 25 人分     |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援      | 531 人日分   | 556 人日分   | 581 人日分   |
|         | 医療型児童発達支援   | 1 人日分     | 1 人日分     | 1 人日分     |
|         | 放課後等デイサービス  | 1,314 人日分 | 1,476 人日分 | 1,638 人日分 |
|         | 保育所等訪問支援    | 5 人日分     | 6 人日分     | 6 人日分     |

\* 人日とは…月間の延べ利用日数のこと。

→利用人員見込み×月当たりの平均利用日数

（２）地域生活支援事業 \*継続して実施し、各事業の充実を図ります。詳細につきましては、本計画 43 ページ以降を参照してください。





## 5 障がいのある子どもの支援体制の充実 [第3期障がい児福祉計画]

### (1) 「こども発達支援センター」を中心とする療育等の充実

こども発達支援センターを療育推進事業の拠点として、教育研究相談センター等と密接に連携しつつ保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支える、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の体制を構築・強化します。

- ① **障がいの早期発見・対応の充実** ○ワンストップで幅広い相談対応 ○相談を解決できる体制づくりと適切な支援のコーディネート ○母子保健との連携の一層の強化 ○保護者が障がいを意識する前の段階から気軽に相談できる環境づくり
- ② **ライフステージに応じた継続的な支援** ○乳幼児から学齢期まで一貫したサービスの提供の実現 ○必要な制度や社会資源の情報提供 ○講座や勉強会などの実施 ○就学前に必要な調整や就学後の支援体制の充実 ○こども発達支援センターによる支援教育へのサポート ○18歳以降の進路に向けた子どもと保護者へのサポート
- ③ **子育て支援に係る施策との連携** ○子ども・子育て支援制度と連携した相談しやすい体制の整備 ○専門的な支援ができる人材育成のサポート ○鎌倉保健福祉事務所の協力による歯科医師の検診 ○こども発達支援センターでの口腔ケア
- ④ **家族支援の充実** ○個々の状況に合わせた専門性の高い療育プログラムの提供による充実した療育体制づくり ○家族へのメンタルサポートなどの総合的な支援 ○日中一時支援事業の充実
- ⑤ **医療との連携** ○コーディネーターによる医療的ケア児の相談体制の充実 ○専門医との連携による医療機会の確保 ○適正な医療の実施に向けた関係医療機関との連携

### (2) 多様なサービスが利用できる基盤の整備

障害児通所支援、障害児相談支援等において、多様なサービスを選んで利用できるように環境の整備を図り、ライフステージを見通した支援体制を構築・強化します。

○障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等を受けることができるよう、サービスのニーズを把握し、障害福祉サービス事業所などと連携して、障害児通所支援による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

○児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては個別支援計画に基づき、生活能力の育成・向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行い、こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

○障がいのある子どものサービスに関する提供という側面にとどまらず、継続的に十分な支援を受けることができるよう障がいのある子どものライフステージを見通した相談支援体制を拡充します。

編集・発行 逗子市 福祉部 障がい福祉課



〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話：046-873-1111(代表) F A X：046-873-4520・872-8294(聴覚障がい者専用)

市役所ホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp>

